

報告 令和7年度の発掘調査報告

1 第18次調査の研究課題と調査目的

(1) 研究課題

特別史跡加曾利貝塚は、直径約140mの北貝塚と長径約190mの南貝塚という2つの環状貝塚が8字形に連結する。このうち北貝塚は、縄文時代中期の貝塚として著名であるが、貝層や遺構の分布・時期的な変化、すなわち集落構造についての詳細は明らかになっていない。同時に、これまでの調査で検出されている後期の貝層や遺構についても断片的な資料が多く、その位置づけがなされていない。上記の現状に鑑み、「北貝塚の集落構造の解明」・「北貝塚形成の終焉期の解明」・「発掘調査の中長期計画策定のための情報取得」の3点を研究課題として掲げ、下記に示した調査の具体的な目的のもと、令和5(2023)年度から発掘調査に着手した。

(2) 調査目的

ア 過去の調査区の位置確認

第1次調査第2地点(昭和37(1962)年)と第4次調査3区Cトレンチ(昭和41(1966)年)の位置を確認する。

イ 遺構の分布確認

貝層から中央広場を含む、南北10m×東西50mの調査区を設定し、遺構の分布を確認する。

ウ 貝層の分布と時期の確認

貝層の分布範囲を時期ごとに正確に把握し、貝層形成の変遷を把握する。

2 令和7年度の調査計画と成果

(1) 調査計画

ア 概要

調査期間 : 令和7(2025)年9月17日(水)～令和7(2025)年12月13日(土)

現地説明会 : 令和7(2025)年11月29日(土) 参加者230名

調査面積 : 約500㎡(南北10m×東西50m) ※令和5年度から調査区の拡張なし

出土遺物 : テン箱19箱

イ 目的

①遺物包含層の掘削と遺構の分布確認及び精査

令和6年度の調査では、調査区西側で確認した柱穴群の広がりを確認するため、隣接する調査区東側(北)において後期の遺物包含層(黒色土～暗褐色土上部)を掘削・精査した。その結果、後期・堀之内1式を主体とする遺物集中地点を検出したものの、遺構の検出には至らなかった。

この成果を受けて令和7年度の調査では、調査区東側(南)に掘削範囲を広げ、遺物包含層の掘削と併行して後期の遺構確認を行うこととする。

一方、調査区東側(北)では、令和6年度の調査で平面での遺構確認が困難であったことから、セクションベルト(以下では「ベルト」とする)を任意に設定した上で中期の遺構確認面まで掘削を行い、ベルト断面で遺構(後期)の把握を行う。併せて、中期の遺構分布を予察し、令和9年度(調査状況によっては令和8年度となる可能性もあり)以降の調査計画に資することを目的とした。

②柱穴群の精査

令和5年度の調査で、調査区西側のほぼ全域で確認した柱穴群の時期と性格を把握するため、調査区西側の北東隅に分布するSX021・SX022のうち、一部の柱穴を精査する。

(2) 成果

ア 調査区東側(北)

①後期

断面による遺構(後期)の確認を行うため、令和7年度9月19日の加曾利貝塚調査研究部会の指摘を受けて、調査区東側の南北の境界に「東西サブトレンチ2」を新たに設定した(写真1)。併せて、調査区東側(北)の範囲内に東西3本、南北4本のベルトを設定し、全体を8つの区画に分けて掘削を行った(写真1)。掘削に際しては、ベルトに沿ってL字(もしくは逆L字)状にサブトレンチを掘削し、断面で遺構(後期)の有無を確認した。遺構が検出されなかった場合は、ベルトのみを残して中期遺構確認面まで掘削を行った。

調査の結果、東西サブトレンチ2で堀之内2式土器を伴う土坑1基(SX014)(写真2・3)を検出したほか、区画6で時期不詳の土坑1基(SX020)を検出した。

②中期

後期の断面調査に伴い、中期の遺構確認面まで掘削した区画内で遺構(中期)分布を予察した(図2)。なお、区画内の掘削に先行して、調査区北壁のサブトレンチ(「東西サブトレンチ1」と仮称)をさらに掘り下げ、サブトレンチ内の遺構の掘削と土層の堆積を改めて把握した。

調査の結果、東西サブトレンチ1で土坑4基(SX012a・阿玉台式期、SX012b・時期不明、SX013・堀之内式期、SX015・加曾利EⅡ式期)、小竪穴1基(SX016・加曾利EⅡ式期)を検出したほか(写真4・5)、住居跡と想定される遺構2軒(阿玉台式期・加曾利EⅡ式期)を検出した。このうち住居跡とした遺構2軒については、東西サブトレンチ1と南北サブトレンチ(調査区東側と堤状貝層の便宜的な境界)の断面で確認したハードルーム上面が水平に掘削されていることを根拠にこれを住居床面と想定した。南北サブトレンチに掛かる床面が阿玉台式期の住居(仮に「1号住居」とする)、東西サブトレンチ1に掛かる床面が加曾利EⅡ式期の住居(仮に「2号住居」とする)である(写真6～8)。2軒の住居は東西サブトレンチ1で切り合っており、東西サブトレンチ1の断面でみると上段が1号住居、2号住居はこれを壊す形でやや下段に床面が作られている。さらに、住居壁面をサブトレンチ断面で精査したが、1号住居は貝層を伴う遺構に、2号住居は小竪穴(SX016・加曾利EⅡ式期)と土坑(SX015・加曾利EⅡ式期)に壊されている。そのため、各住居の範囲を確認するため、区画1の範囲を住居床面の高さまで掘削したところ、いずれの住居も多数の遺構(土坑、小竪穴あるいは住居に伴う柱穴か)によって壊されており、掘削した範囲内では床面の一部が確認されたに過ぎない。ただし、限定的に残っていた2号住居の床面直上から石皿破片が出土したほか、未掘削のベルト断面で観察する限りでも床面直上に土器破片が多数確認されている(写真9・10)。

イ 調査区東側(南)

前年度までの調査では表土除去で留めていた範囲である。令和7年度の調査では、遺物包含層(黒色土)を数cmずつ人力で掘削し、適宜、遺構確認を行った。

調査の結果、表土(標高約30.4m)から40cmほど掘り下げた高さ(概ね黒色土を除去した高さ)で多数の遺構を確認した(図3、写真11)。暗褐色土(後期～中期の遺物包含層)の地山に対

し、内部には黒色土の覆土が堆積する。遺構覆土の土質は、上層の遺物包含層（黒色土）と同質であり、調査区東側（北）で検出した堀之内2式期の土坑（SX014）と酷似する。今年度の調査では、遺構確認までに留め、令和8年度の調査で遺構の掘削と記録作業を行うこととした。なお、調査区東側（南）の今後の調査方針としては、後期の遺構確認面までの掘削と遺構の半裁までに留め、保存措置をとることとした。

ウ 調査区西側（柱穴群）

調査区西側の北東隅に位置する、半環状に分布する2組の柱穴群をそれぞれSX021・SX022として、これらの一部を調査した（写真12）。掘削対象とする柱穴は、事前にピンポールで深さを推定し、確認面から50cm程度の深さを有するもの、もしくは遺構覆土に遺物が含まれるものを選定した。選定・掘削した柱穴は、SX021で5基（SX021-P1～P5）、SX022で10基（SX022-P1～P8※P3・P6はそれぞれ2基に分かれる）である。なお、掘削した柱穴にのみ遺構番号を付した。

掘削に際しては、遺構保存のための原則（原則「半裁」）に留意したが、地山と遺構覆土の差が不明瞭であり、遺構の峻別が困難なものが大半であったため、半裁した側を確認面の高さから10cm～20cm程度の深さで断ち割り（掘り抜き）、断面で遺構の壁立ち上がりの有無を確認した。なお、半裁・断ち割りに際しては、原則としてグリッドに沿って南側を掘削したが、隣接する遺構との配置により適宜変更した。このうち、SX021-P4については、柱穴であることを確実に証明するため、底面付近まで深く断ち割ることとした。

調査の結果、根穴と判断した一部を除き、確認面の平面径が約20cm、確認面からの深さが約40cm～60cmの柱穴状の人為的な掘り込み（遺構）であることを確認した。特に底面付近まで断ち割ったSX021-P4では、ほぼ垂直に掘り込む状況が捉えられ、後期・堀之内式期以降の住居跡に伴う壁柱穴の特徴をよく示している（写真13・14）。ただし、いずれの柱穴も出土した土器には細片が多く、時期を断定できるものが少ない。なお、遺構覆土は柱穴間での斉一性が高く、その多くが大きく3層に区分される。上層は黄褐色のローム粒を含む黒褐色土からなり、中・下層は径20mm～30mmの同色のブロックを斑状に含む、締まりのある暗褐色土からなる。

これらの柱穴群が後期・堀之内式期の堅穴住居に伴うものと仮定した場合、SX021は調査区東側（南）に平面形の約1/4弱が分布することになる。写真15は、調査区西側と東側を便宜的に区切るベルト断面とSX021の柱穴群を記録したものであるが、ベルト断面を観察する限り、堅穴住居の壁立ち上がりや床面掘り方、硬化面は明確には認識できなかった。ただし、SX021の範囲にあたるベルト断面南側と範囲外にあたる断面北側を比較すると、いずれも基本土層は上層から黒色土、暗褐色土、黄褐色土と堆積するが、南側では黒色土下の暗褐色土にやや厚みがあり、これがSX021の遺構覆土に相当する可能性もある。

一方、SX022の範囲に位置するSX018では、堀之内2式の鉢形土器が半分に分かれて土器内面を下にした横位の状態で出土している（写真16）。ただし、遺構確認から掘削当初にかけては柱穴状の掘り込みと判断していたが、遺構を断ち割って断面を確認したところ、SX021-P4で確認されたような明らかな掘り込みは確認できなかった（写真17）。そこで、SX018に隣接する攪乱を掘削し、この壁面を精査したところ、SX018の当初範囲を含むと思われる遺構覆土が確認できた。令和7年度の調査では、調査期間の都合上、上記の確認に留めたため、次年度の調査で攪乱からサブトレンチを延ばして改めて遺構確認を行うこととした。